

## 令和7年度第1回四街道市職員倫理委員会会議次第

令和8年2月18日（水）14：00～

於：特別会議室

1. 開 会
2. 委員長の選出について
3. 議 事
  - (1) 四街道市職員倫理条例・四街道市職員倫理規則について
  - (2) その他
4. 閉 会

**四街道市職員倫理条例**

**四街道市職員倫理規則**

# 四街道市職員倫理条例及び規則の概要等について

## はじめに

- 1 条例制定の目的
- 2 条例・規則の概要
- 3 利害関係者との間における禁止行為
- 4 その他注意すべき点
- 5 贈与等の報告

# はじめに

四街道市職員の職務に係る倫理を保持し、市民の皆さんから疑惑や不信を抱かれることのない、信頼される職員であるための指針として、「四街道市職員倫理条例」及び「四街道市職員倫理規則」を制定します。

この条例等は、職員が守るべき倫理原則、職員と利害関係者との間で禁止される行為、贈与等の報告などを定めています。

禁止行為を行ったり、必要な報告をしなかったり、虚偽の報告をする行為は、処分の対象となりますので、本条例等について正しい知識を身に着けることが必要です。

# 1. 条例制定の目的

## 条例の目的（条例第1条）

職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることで、公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。



条例には次の倫理原則を定めますので、常に意識して行動してください。

1. 職員は市民全体の奉仕者であり、市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと。
2. 法令遵守の重要性を認識するとともに、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
3. 職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
4. 法律や条例で与えられた権限の行使に当たり、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
5. 職務遂行に当たり、公共の利益の増進を目指し、全力で取り組まなければならないこと。
6. 勤務時間外においても公務員であることを認識して行動すること。

## 2. 条例・規則の概要

### 条例の対象（条例第2条第1項第1号）

次の職員が対象となります。

- ・ 副市長及び教育長
- ・ 地方公務員法に規定する一般職に属する職員

### 禁止行為

相手方が職員にとって「利害関係者」に当たるかどうかによって、禁止される行為は異なります。

- ・ 「利害関係者」の場合（規則第4条）

金銭の贈与や貸付を受ける行為、無償でサービスの提供を受ける行為、供応接待を受ける行為、共に旅行やゴルフをする行為などが禁止されます。

- ・ 「利害関係者」以外の事業者等の場合（規則第6条）

社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や利益供与を受ける行為などが禁止されます。

## 報告・閲覧

管理職員等は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けたときは、市長に贈与等報告書を提出する必要があります。

これは、事業者等との関係が適正であるかを、事後的に確認するものです。

また、1件につき2万円を超えるものは、贈与等報告書の閲覧の対象になります。

### ※贈与等報告（条例第7条）

禁止行為でない場合であっても、事業者等から5千円を超える贈与等を受けたときには市長に報告します。

## 公表

毎年、倫理の保持に関する状況等を公表します。（条例第10条）

# 「事業者等」と「利害関係者」

## 事業者等

法人その他の団体、事業を行う個人

- ※国や地方公共団体も事業者等に該当します。
- ※事業者等の利益のために職員と接触している役員、従業員等も含まれます。

## 利害関係者

職員が職務として携わる特定の事務の相手方となる事業者等又は個人

- ①許認可等の相手方
- ②補助金等の交付の対象者
- ③検査等を受ける者
- ④不利益処分の名宛人
- ⑤行政指導を受けている者
- ⑥契約の相手方（申込をしようとする者を含む）

※過去に従事していた職務における利害関係者も、異動後3年間は、原則として利害関係者とみなされます。

※職員が他の職員に影響力を持つ場合、事業者等が自己の利益を図ろうとしてその影響力を他の職員に行使させることを目的として接触している場合は、直接的に事務の相手方でない場合であっても、当該事業者等はその職員の利害関係者とみなされます。

# 3. 利害関係者との間における禁止行為

## (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること

せん別、祝儀、香典又は供花の贈与も禁止されます。

※例えば香典について

職員の親族の葬式に際し、職員の利害関係者が香典を持参してきた場合、職員が喪主であれば、基本的に職員に贈与されたものと考えます。  
職員が喪主でなくとも、実質的に職員に対し、香典を出したと考えられる場合（喪主と利害関係者に全く関係がない場合など）には、職員への贈与とみなします。

例外として、次のような場合は許容されます。

広く一般に配布する宣伝用物品の贈与（カレンダー、タオル等）  
多数の者が出席する立食パーティーにおける記念品の贈与

## (2) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること

例外として、次のような場合は許容されます。

銀行業、貸付業などの事業者からの貸付（無利子又は利率が著しく低いものを除く）

### (3) 利害関係者から無償で物品又は不動産の貸付け (費用負担を含む) を受けること

例外として、次のような場合は許容されます。

職務として利害関係者を訪問した際の、その利害関係者から提供される物品  
(文房具、電話、防護服等) などの使用

### (4) 利害関係者から無償で役務の提供 (費用負担を 含む) を受けること

タクシーやハイヤーで送迎してもらうことなどが禁止されます。

例外として、次のような場合は許容されます。

他に交通機関がなく、利害関係者の自動車を利用するしかない場合における  
利用

## (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること

有償・無償を問わず禁止されます。

## (6) 利害関係者から供応接待を受けること

飲食のほか、スポーツ、映画鑑賞等への招待を受けることが禁止されます。

例外として、次のような場合は許容されます。

会議その他の会合における茶菓の提供

多数の者が出席する立食パーティーで、職員以外の者も無償である場合における飲食物の提供

会議における簡素な飲食物の提供

## ●自己の費用を負担しての飲食

職員が民間等との間で、職務遂行上必要な情報収集や意見交換等を行う際に飲食を伴うこともあることから、自己の費用を適正に負担して利害関係者と共に飲食することは、禁止されません。

ただし、職員が自己の費用を負担した場合であっても、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者から当該差額分の供応接待を受けたことになるので、注意してください。

### ※自己の飲食に係る費用の確認について

自己の飲食に係る費用の確認に当たっては、「自己の負担額が不十分である場合、職員倫理規則に違反し、処分の対象となります。そのため、このことを相手方に説明して理解を求める必要があります。また、領収書やレシートにより会食の総額を確認するなどして、参加人数に鑑みて真に適正な費用負担であることを確認する必要があります。

## (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること

自己の費用を負担する場合であっても禁止されます。

麻雀やポーカーなどが遊技に該当します。

ゴルフ以外のスポーツ（テニス、野球等）を共にすることは、禁止されません。

例外として次のような場合は許容されます。

ゴルフコンペに参加したところ、利害関係者がたまたま当該コンペに参加していた場合

## (8) 利害関係者と共に旅行をすること

例外として次のような場合は許容されます。

公務で共に旅行する場合

## **(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること**

利害関係者である事業者等に要求して、知人や家族に贈り物を届けさせる行為などが禁止されます。

本規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さに鑑み、宣伝用物品を提供させることや私的な関係がある者との例外は認められません。

## ●私的関係について（規則第5条第1項）

例外として、私的関係（職員としての身分にかかわらない関係）がある利害関係者との間では、市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、規則第4条第1項第1号から第8号の行為が行えます。

- ・職員に関係なく知り合った者との間には、私的関係が認められます。
  - 親族関係者や学生時代の友人など、職員となる前からの関係がある者  
P T Aや私的なサークルで知り合った者など、職員となった後に職務によらず知り合った者
- ・職員となった後に職務の関係で知り合った者との間には、一般的に私的関係は認められません。
  - 例えば、市職員退職者（昔の上司、同僚など）、仕事で知り合った者等

## 4. その他注意すべき点

### 利害関係者以外の者との禁止行為（規則第6条）

利害関係者でない事業者等であっても、頻繁な接待など職員が通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けるとや、飲食等の費用をその場に居合わせない者につけ回しすることは禁止されます。

### 倫理保持阻害行為の禁止（規則第7条）

倫理保持阻害行為として、次に掲げる行為は禁止されます。

- ・ 他の職員が職員倫理規則に違反する行為によって得た財産上の利益であること知りながら、その利益を受け取り、又は享受すること。  
※例えば、他の職員が利害関係者から受け取った菓子を、それと知りながらもらって食べる行為
- ・ 自分又は他の職員が職員倫理条例、規則等に違反していると疑われる事実について、上司等に虚偽の申述をし、又は、隠蔽すること。
- ・ 自分が指揮監督する職員が職員倫理条例、規則等に違反していると疑われる事実について、黙認すること。

## 5. 贈与等の報告

管理職員等は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けたときは、市長に贈与等報告書を提出する必要があります。これは、事業者等との関係が適正であるかを、事後的に確認するものです。

### 報告義務者

管理職員等に報告義務が課せられています。

これらの職員は、職務に関する権限を有しており、事業者等からの働きかけを受けやすい立場にあるといえます。

管理職員等とは、副市長及び教育長並びに「四街道市一般職の職員の給与等に関する条例」第20条の2第1項又は「四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員となります。

## 報告内容

- 贈与等による利益を受けた年月日
- 贈与等の利益を受けた基因となった事実
- 贈与等の内容
- 贈与等により受けた利益の価額（推計した額を記載している場合はその推計の根拠）
- 供給接待を受けた場所の名称、所在地並びにその場に居合わせた人数及び職業
- 贈与等を支払った事業者等の名称及び住所
- 事業者等とみなされる役員等が贈与等をした場合のその者の役職又は地位及び氏名
- 贈与等を支払った事業者等とこれを受けた職員及び市との関係

# 四街道市職員倫理条例

# 四街道市職員倫理規則

## 【解説】

(令和 6 年 1 月)

千葉県四街道市

## [ 目 次 ]

### 四街道市職員倫理条例

第 1 条	目的	1
第 2 条	定義等	1
第 3 条	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則	2
第 4 条	市長の責務	2
第 5 条	職員倫理規則	3
第 6 条	四街道市職員倫理委員会の設置	3
第 7 条	贈与等の報告	4
第 8 条	報告書の保存及び閲覧	5
第 9 条	体制の整備	5
第 10 条	公表	6
第 11 条	委任	6

### 四街道市職員倫理規則

第 1 条	趣旨	7
第 2 条	定義	7
第 3 条	利害関係者	8
第 4 条	禁止行為	1 5
第 5 条	禁止行為の例外	2 2
第 6 条	利害関係者以外の者等との間における禁止行為	2 3
第 7 条	職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止	2 5
第 8 条	倫理監督者	2 7
第 9 条	倫理監督者への相談	2 8
第 10 条	所掌事務	2 8
第 11 条	組織	2 9
第 12 条	委員長	2 9
第 13 条	会議	2 9
第 14 条	守秘義務	3 0
第 15 条	庶務	3 0
第 16 条	贈与等の報告	3 0
第 17 条	贈与等報告書の閲覧	3 2
第 18 条	補則	3 2

## 四街道市職員倫理条例

### (目的)

第1条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

- 職員は市民全体の奉仕者として職務を公正に遂行し、市民からの信頼と負託に応えるよう、職務上はもとより、日常生活においても遵守しなければならない公務員倫理の基本的な考え方を示しています。

### (定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 副市長及び教育長並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
  - (2) 管理職員等 副市長及び教育長並びに四街道市一般職の職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第14号）第20条の2第1項又は四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第11号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。
  - (3) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

- 条例の適用を受ける職員は、常勤の一般職（正規職員）のほか、副市長、教育長、会計年度任用職員を含めた全職員です。ただし、市長については、「政治倫理の確立のための四街道市長の資産等の公開に関する条例」の適用を受けるため、この条例の適用対象からは除いてあります。
- 管理職員等とは、副市長、教育長のほか、規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員をいい、いわゆる部長、課長、課長補佐などの「管理職」に当たる職員をいいます。
- 事業者等とは、法人その他の団体及び事業を行う個人をいいます。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

- 第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 職員は、法令等を遵守するとともに、公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求に対しては毅然として対応し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 4 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 5 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

- ・ 職員の公正な職務の遂行を図るため、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を規定しています。「市民全体の奉仕者であること」、「法令遵守」、「公私の別の明確化」、「職務や地位の私的利用の禁止」、「市民から疑惑や不信を招く行為の禁止」、「公共の利益の増進を目指す」、「勤務時間外における法令遵守」など、職員としての基本的な倫理原則を規定することにより、職員の倫理の確立を図ります。

(市長の責務)

- 第4条 市長は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

- ・ 市長は、自身の組織の倫理保持に関する責任者として、職員に対する研修や意識啓発など、倫理の確立及び保持のために必要な措置を講ずる必要があることを規定しています。

(職員倫理規則)

第5条 市長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

- ・ 利害関係者の定義、利害関係者との具体的な禁止行為、倫理監督者、職員倫理委員会の所掌事務等は、職員倫理規則で定めます。

(四街道市職員倫理委員会の設置)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、四街道市職員倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ・ 新たに設ける「職員倫理委員会」について規定しています。所掌事務や組織等の詳細については倫理規則で定めます。

(贈与等の報告)

第7条 管理職員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（当該贈与等を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、当該贈与等を受けた日から起算して14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した贈与等報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員倫理規則で定める事項

2 市長は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の内容について、委員会に報告するものとする。

- ・ 管理職員等（条例第2条第1項第2号参照）は、事業者等（条例第2条第1項第3号参照）から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、又は供応接待を受けた際、その額が5千円を超えるときは、贈与等報告書を提出しなければならないことを規定しています。
- ・ 株式配当等、通常の経済行為の結果として給付されるようなものは、ここでいう「財産上の利益の供与」には該当しません。このことは、条例第1条の目的で「職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り」と規定されていることから、事業者等から何らかの経済的利益を受けたとしても、透明性ないし公開性が十分に確保されているなど、市民の疑惑や不信を招くおそれが全くない場合については、何らかの利益を享受したとしても、贈与等の報告は必要ないとする考えによるものです。
- ・ 職員が退職する場合の贈与等報告書の取り扱いについて、報告期間（当該贈与等を受けた日から14日以内）が到来する前に退職した者が、報告対象期間中に事業者等から贈与等を受けていた場合は、条例制定の趣旨に鑑み、退職日までに贈与等報告書を提出することとします。
- ・ 報告期間が土・日曜日等の休日に当たるときは、「四街道市の休日に関する条例」の第2条の期限の特例が適用され、当該休日の翌日までその期間が繰り延べられます。

(報告書の保存及び閲覧)

第8条 前条第1項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した市長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとして市長が認められた事項に係る部分については、この限りでない。

- ・ 報告書の保存期間及び閲覧制度を規定しています。
- ・ 報告書の保存期間は5年とします。
- ・ 贈与等により受けた利益の価額が1件2万円を超える贈与等について、その透明性を確保することを通じて不適正な贈与等の防止を図るという観点から、閲覧制度を設けます。(実施等については倫理規則で定めます)

(体制の整備)

第9条 市長は、職員の職務に係る倫理の保持を図り職務の公正な執行を確保するため、必要な体制を整備する。

- 2 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する者(以下「倫理監督者」という。)を置く。
- 3 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関する指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 倫理監督者は、倫理規則で定められた職にある者とします。

(公表)

第10条 市長は、毎年、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、市民に公表するものとする。

- ・ 公表は、「人事行政の運営等の状況の公表」において行います。

※「人事行政の運営等の状況の公表」

職員の人事や給与などの実態を、市民に理解いただくため、地方公務員法第58条の2の規定により、毎年、市のHP等を利用して公表しているもの

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 四街道市職員倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市職員倫理条例（令和5年条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- ・ 倫理条例第2条の各号に定められています。

(利害関係者)

第3条 この規則において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び四街道市行政手続条例（平成9年条例第1号）第2条第4号に規定する許可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（本市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査（法令及び条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び四街道市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導（四街道市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

## ● 利害関係者の基本的な考え方

規則で定める「利害関係者」は、基本的には職員の職務に利害関係を有する者であり、職員が当該者との間において規則で定める一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがある者です。

利害関係者の範囲は、基本的に、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者であり、当該職員がその事務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方としていません。職員の職務遂行のうちでも「特定の名宛人を対象としない行為によって利益又は不利益を受ける者（例えば、減税によって利益を得る市民一般）」は利害関係者としません。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としません。

## ● 個々の職務ごとの利害関係者の考え方

### (1) 許認可等（第1号）

#### ※許認可等

行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び四街道市行政手続条例第2条第4号に規定する許可等をいいます。

「当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等」は、事業の営利・非営利を問いません。事業者等が当該事業を行う際に必要な許認可等をいいます。

#### ① 考え方

許認可等は「何らかの利益」が存在する処分であるため、許認可等を受けようとする者と許認可等を行う者（許認可等の事務に携わる職員）の間には利害関係が存在しており、実際に許認可等を受けようとする者が許認可等を不正に得ようとして許認可等の事務に携わる職員に接触してくることも想定されることから、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。したがって、許認可等の申請をしようとしている時から許認可等を受けるまでの間は利害関係者として職員が接触することを規制することとしたものです。

なお、一般的には許認可等を受けた後については両者の利害関係は消滅するものとして取り扱うこととして問題ないと考えられます。ただし、当該許認可等により実施することが可能となった事業を行っている事業者等については、当該許認可等が当該事業を行う上で必須のものであって、当該許認可等により大きな利益を得ており、当該許認可等に係る事業を行う間はその利益を受け続けていることが明らかであることから、当該事業者等と当該許認可等に携わる職員との接触は、その態様により、許認可等を受けようとしている間における接触と同様に公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。したがって、そのような事業者等については、当該事業を行っている間は利害関係者とし、当該許認可等に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

② 利害関係者となる者の範囲

- ア 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等
- イ 当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人（倫理条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者以外の個人）
- ウ 当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである※1事業者等又は特定個人

(2) 補助金等の交付（第2号）

① 考え方

補助金等の交付は、「市が特定の事務、事業に対し、公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」であり、その交付を受ける者とその交付に携わる者との間には強い利害関係が存在します。したがって、この両者の接触については、その態様によっては、両者が癒着して補助金等を不正に交付・受給しているものと見られることにより、補助金等に係る事務の公正な執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、補助金等の交付を申請しようとしているときから補助金等の交付の対象となる事務又は事業が完了し実績報告を行うまでの間は当該補助金等の交付を受ける者を利害関係者とし、当該補助金等の交付の事務に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

② 利害関係者となる者の範囲

- ア 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人
- イ 当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人
- ウ 当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである※1事業者等又は特定個人

(3) 立入検査、監査、監察（第3号）

① 考え方

立入検査、監査（以下「検査等」という。）については、その性格上、検査等を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み、厳正に行われるべきものであると考えられるところ、当該検査等を現に受けている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合についても、両者の接触はその態様によっては、検査等の日程を教えているのではないか等といった市民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、法令上検査等の対象となっている者は利害関係者とし、検査等の実施に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

## ② 利害関係者となる者の範囲

当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

### (4) 不利益処分（第4号）

#### ① 考え方

「不利益処分」とは、「行政庁が、法令・条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」です。

このように不利益処分は「義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、不利益処分を行おうとする者（不利益処分に携わる職員）と不利益処分の名宛人となるべき者との間には利害関係が存在しており、不利益処分の名宛人となるべき者が、不利益処分を受けないよう、又は軽い処分となるよう働きかけることも想定されます。したがって、両者の接触の態様によっては、当該不利益処分の妥当性等に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、不利益処分に係る手続が進行中の場合における不利益処分の名宛人となるべき者を利害関係者とし、当該不利益処分に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

## ② 利害関係者となる者の範囲

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

### (5) 行政指導（第5号）

#### ① 考え方

「行政指導」とは、「市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」（四街道市行政手続条例第2条第7号）です。

行政指導は処分には該当せず、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであるが、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内の事項について「一定の作為又は不作為を求める」行為であることから、行政機関が相手方に一定の影響力を及ぼす行為であると考えられます。このような影響力を行使する側と影響力を受ける側との間には利害関係が存在しているものと考えられ、行政指導を受ける側が当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために当該行政指導に携わる職員に接触してくることも想定されることから、現に行政指導を受けている者と当該行政指導に携わっている職員の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、行政指導により現に一定の作為又は不作為を求めている間は、当該行政指導

を受けている者は利害関係者とし、当該行政指導に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

## ② 利害関係者となる者の範囲

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人各種の行政指導の類型ごとに、それぞれ次に掲げる間、利害関係者となります。

職員の携わる行政指導を受けたときから、その相手方は当該職員の利害関係者となり、

ア その場において完了する行政指導の場合にあっては、相手方が行政指導に従った時又は行政指導をやめた時

イ 一定期間効力を有する行政指導（例：3年間〇〇を〇%削減するように求めるようなもの）の場合にあっては、行政指導をやめた時又は行政指導が効力を有する期間が満了した時

ウ 終期の定めのない行政指導（例：〇〇の年間排出量を以後〇%削減するよう求めるようなもの）の場合にあっては、行政指導をやめた時

エ 行政指導に従う期限を設定した行政指導（例：〇月〇日までに〇〇を実施するよう求めるようなもの）の場合にあっては、行政指導に従った時、行政指導で実施を求めた期限が到来した時又は行政指導をやめた時

に利害関係者ではなくなることとなります。

## (6) 契約（第6号）

### ① 考え方

契約は、市との金銭のやりとりの原因となるものであることから、その相手方である事業者等と当該契約に携わる職員との間には利害関係が存在するものと考えられ、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、契約の申込みをしようとした時から契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は、その相手方となる事業者等を利害関係者とし、当該契約に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

なお、事業を行っていない個人との間でこのような契約を締結する場合において、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くようなケースは一般には想定されないことから、契約に係る利害関係者は事業者等に限定しています。

また、「契約に携わる職員」は、必ずしも会計事務担当の職員に限られるものではなく、当該契約の内容を実質的に決定し得る立場にある職員（例えば、原部原課において購入物品等を実質的に決定する職員など）も含まれることとなります。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 契約を締結している事業者等

イ 契約の申込みをしている事業者等

ウ 契約の申込みをしようとしていることが明らかである<sup>※1</sup>事業者等

※1 第1号、第2号、第7号の「明らかである」の意味について

その事務に携わる職員が、通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指します。

例：許認可等をする事務に携わる職員のところへ、許認可等の申請書の記入要領について相談に来ている者がいる場合、当該職員は、その相談に来ている者が申請を行おうとしていることを通常は認識可能であることから、その相談に来ている者は「許認可等の申請をしようとしていることが明らかである」者に該当し、当該職員の利害関係者となります。

(利害関係者)

第3条第1項(略)

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

- ・ 規則においては、職員の現在の職の職務との関係では利害関係がない者であっても、当該職員が過去3年間に在職した職において当該職から異動した時点において利害関係者であった者についても利害関係者として取り扱うこととしています。これは、そのような過去の利害関係者との間で規則で禁止・制限される行為を行うことは、職員が現在その者と利害関係のある職に就いている後任の職員に影響力を行使することによって、その者に有利なように職務の執行の公正さを歪めるのではないかとの市民の疑惑や不信を招くためであり、また、異動後近接した時期に異動前の職と利害関係があった者から供応接待や贈答品を受領することは、異動前の職の職務執行の公正さを歪めていたのではないかとの疑惑や不信を招くことを併せ考慮したものです。なお、期間を3年間としたのは、異動後一定期間が経過すると、当該職員が異動前の職に対して影響力を持っているとは市民から見られなくなると考えられるところであり、その一定期間として、3年も経過すれば、その関係性が薄まるものと考えられるからです。
- ・ 職員が他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力を当該他の職員に行使することを期待して職員に接触する者も利害関係者に含めますが、これは「職」に基づく影響力であることから、例えば学校の先輩の関係による影響力などは該当しません。

(禁止行為)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

第1号（利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。）

- ・ 利害関係者からのせん別や香典等も「金銭」の贈与となります。

香典について

職員の親族の葬式に際し、香典を持参した者が職員の利害関係者である場合においては、他の親族との関係で香典を持参したと考えられる場合を除き、職員が喪主であるか否かにかかわらず、職員宛ての贈与が利害関係者からなされたものとして取り扱うこととなります。

なお、葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは困難であるため、利害関係者からの香典を受け取った場合においては、葬式終了後、香典が職員に対する配慮による贈呈であると判断した後に速やかに利害関係者に返却すれば、金銭の贈与を受けたことには該当しません。

供花について

利害関係者からの物品の贈与は禁止されているため、供花が届けられたときも、受領せずに持ち帰ってもらう等の対応をとることが原則になります。

職員の親族が知らずに受け取ってしまい、受領の事実気付くのが遅れ、式場に供

花が飾られてしまった場合については、当該供花に付された送り主の札を外すことで対応します。葬式が終了するまで職員が当該供花の受領を認識しなかった場合は、受領したことにはなりません。

#### 結婚式の祝儀について

結婚披露宴において、配偶者の招待客に職員の利害関係者がいた場合に、当該利害関係者から祝儀を受け取ることは、通常の社会的儀礼の範囲内の金額であれば、職員が金銭の贈与を受けたことにはなりません。

#### 第2号（利害関係者から金銭の貸付けを受けること。）

- ・ 通常一般の利子を払っても金銭の貸付けを受けることは許されません。
- ・ 「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当します。業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止されま

#### 第3号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。）

- ・ 「利害関係者から」貸付けを受けることとは、利害関係者から直接物品又は不動産の提供を受ける場合であり、「利害関係者の負担により」とは第三者から物品又は不動産の提供を受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合（レンタカーの代金を利害関係者が負担する場合など）です。
- ・ 対価を支払って貸付けを受ける場合でも、その対価が時価よりも著しく低いときは、第4条第3項の規定により、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、第1号の違反となります。

#### 第4号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。）

- ・ 「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なくサービスを受けることをいい、ハイヤーによる送迎の提供を受けることのほか、例えば、物品購入契約の相手方である事業者に虚偽の見積書及び請求書を作成してもらうことや、委託契約の相手方である事業者の従業員に市の業務を手伝ってもらうことなども該当し得ます。
- ・ 「利害関係者から」及び「利害関係者の負担により」の意は、第3号と同じです。

第5号（利害関係者から未公開株式を譲り受けること。）

- ・ 「未公開株式」とは、「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式」と定義されています。
- ・ 利害関係者からの未公開株式の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止されます。
- ・ 未公開株式は、一般に公開されておらず、値上がり期待されるなど、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に、特別な関係が存在するものと外部からみなされ、当該職員の職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為であるため、禁止されています。

第6号（利害関係者から供応接待を受けること。）

- ・ 「供応接待」とは、供応(酒食を提供してもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待)がこれに該当します。

第7号（利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。）

- ・ 職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっている。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。ゴルフ以外のスポーツ、例えば、テニス、野球などは禁止されません。

「遊技」の範囲について

ここでいう「遊技」には、麻雀、ポーカーなどが該当します。

第8号（利害関係者と共に旅行をすること。）

- ・ 職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっています。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。
- ・ 公務のための旅行が禁止対象から除外されているのは、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあるからです。

遊技又はゴルフ及び旅行における「利害関係者『と共に』」の意

「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」及び「利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること」の「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことを意味します。

典型的な形態としては、当該職員が当該利害関係者と相謀ってゴルフ等を行うこと

がこれに該当しますが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めてゴルフ等を行う場合において、当該職員と当該利害関係者とがお互いが出席することをはっきり認識した上で更にその者と一緒にゴルフ等を行う意図を持って行う場合も含まれません。

他方、職員がパック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、パック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえないので、これには該当しません。

第9号（利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。）

- ・ 職員が利害関係者に働き掛け、職員本人にではなく第三者に第1号から第8号までに規定する行為をさせることは禁止されます。例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることや、自分の妻にプレゼントを贈らせることなどがこれに該当します。
- ・ 「第三者」とは、職員本人及び利害関係者以外の者をいい、自然人、法人を問いません。なお、職員本人であれば、第4条第2項の規定により、宣伝用物品の贈与を受ける等一定の行為は例外として禁止行為から除外されていますが、本号の規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さに鑑み、このような例外は認められていません。同様の理由により、私的な関係がある者との行為の例外（第5条第1項）についても認められていません。

また、第4条第3項の物品購入等の対価が時価よりも著しく低い場合に当該差額を贈与とみなす規定については、本号の規制についても同様に適用されます。

(禁止行為)

第4条第1項(略)

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

第1項の規定にかかわらず禁止行為から除外される行為です。

第1号（利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。）

- ・ 宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものについては、それを贈与されたとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて市民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。

第2号（多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。）

- ・ 「立食パーティー」とは、「飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。」と定義されます。立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置

かれていても構いません。

- ・ 多数の者が出席する立食パーティーにおいて多数の出席者から見られている中で記念品を受け取ったりすることは、市民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。なお、「多数」とは、国の例では20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられています。

第3号（職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。）

- ・ 職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与です。ここで認められる物品としては、文房具などの事務用物品、電話又はファックスなどの通信機材、ヘルメットや防護服の借用などが考えられます。

第4号（職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。）

- ・ 職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することです。職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与です。

提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用意したハイヤーなどはここでは認められません。

利用が認められるのは、他に公共交通機関がなく利害関係者の自動車を利用するしかないような場合のほか、限られた時間で用務を遂行するために、自動車での移動が合理的な場合も含まれます。

第5号（職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。）

- ・ 茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であり、それを受けることによって職務の公正な執行に対する市民の疑惑や不信を招くことは考えられません。
- ・ 「その他の会合」は、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。

第6号（多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。）

- ・ 「立食パーティー」の意義は第2号におけると同じであり、そこで飲食物の提供を受ける行為が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くとは考えにくいものといえます。なお、本号の「立食パーティー」には、着座して行われるものであっても、座席が指

定されておらず、人数もかなり多い場合（50人程度以上）のように、立食パーティーに準ずる会合も含まれます。

第7号（職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。）

- ・ 職務として出席した会議において供されるものであり、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれはありません。
- ・ 「会議」とは、「〇〇会議」と名称の付いたものに限定されず、会議に準じた職務上の集まりも含まれます。
- ・ 「簡素な飲食物」とは、会議室で供される弁当（いわゆる箱弁）が典型的なものです。なお、「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議と一体の行事として同じ建物の中で行われる懇談会くらいまでは許容されます。

（禁止行為）

第4条第1項、第2項（略）

- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

- ・ 利害関係者から、物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは差額を金銭の贈与とみなすこととするものです（贈与とみなすことにより、第4条第1項第1号の金銭の贈与の禁止規定違反となります）。

(禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- ・ 親族関係や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者や地域活動を通じて知り合った者等職員としての身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となったとしても、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは、職員の個人的活動に対する過度の侵害となります。そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれのないものについては、第4条第1項の禁止を解除するものです。
- ・ 私的な関係がある者との間で規制の対象とされている行為を行おうとする場合に考慮する事項は、具体的にいえば次のとおりです。

「その者との間における職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が担当する業法の免許申請を行っているときのように利害関係の強い状況にあるか、あるいは、職員がその属する部等の所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務に携わっている場合で当該事業を行う事業者等との間において具体的な案件が生じていないときのように利害関係の弱い状況にあるかを考慮することをいいます。

「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄か、あるいは十数年間会っていないような疎遠な間柄かを考慮することをいいます。

「両者の間において行おうとする行為の態様」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは安価な果物等のおすそ分けかを考慮することをいいます。

- ・ 規則第5条第1項においては、「私的な関係」を「職員としての身分にかかわらない関係をいう。」と定義しています。

したがって、職員として知り合い職員として付き合っている場合には私的な関係には該当しません。職員は友人として付き合っているつもりでも、利害関係者は「職員」として付き合っていることも考えられ、基本的には、職員になって知り合った利害関係者については、私的な関係を有していないと考えます。また、退職者との関係も「私的な関係」には当たりません。例外として、職員として知り合ってからその後恋人となった関係も、「私的な関係」に該当するものと考えられます。

なお、規制の対象とされている行為を行うことについて、そのようなおそれがないかどうか自ら判断できない場合には、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとするとしています。

- ・ 規則では、私的な関係がある利害関係者との間においては、一定の禁止行為を除外していますが、第4条第1項第9号については、除外していません。私的な関係があつたとしても、職員から利害関係者に「働き掛けて」、「要求」という行為の反倫理性の強さに鑑み、除外していないものです。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

- ・ 第1項では、利害関係者以外の事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けることを禁止しています。

これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等であっても、私的な関係もないような者から供応接待を繰り返し受けたり、一度限りでも高額な供応接待を受けるような場合等、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受ける場合には、そのような供応接待等を行う側は職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることがありがちであることなど、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、その者との関係から見て社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けることを禁止するものです。

なお、「社会通念上相当と認められる程度」とは供応接待等を行う相手との関係を含めた各般の事情を考慮して判断すべきものであり、一般的には、例えばその相手が親族である場合には許容範囲は広くなり、その相手が仕事を通じて知り合ったような者である場合にはその許容範囲は狭くなるものと考えられます。

#### 社会通念上相当かどうかの判断ポイント

##### 利益供与の原因・理由

原因・理由に相当性（透明性が確保された方法で利益が供与されたもの、儀礼的な会合に招待されて職務として出席したもの等）が認められるか。

##### 利益供与の対象者の範囲

対象者が職員のみなのか、広く一般に供与されるものなのか。

##### 利益供与の額

額が高すぎないか。

##### 利益供与の頻度

利益供与を繰り返し受けていないか。

##### 利益供与の相手方との関係性

例えば、現時点では利害関係がないとしても、頻繁に契約の相手方となっているなど、市民の疑惑や不信を招くような近しい関係はないか。

- ・ 第2項では、いわゆるつけ回しを行うことを、その対価を負担する事業者等が利害関係者であるかどうかにかかわらず、禁止することとしています。

これは、飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合の想定しがたい悪質な行為であるとの考えに基づくものです。

また、本条の規定は「事業者等」との間の行為を規制するものであり、「事業者等」ではない全くの個人との間の行為は、本条の規制の対象とはなりません。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第7条 職員は、他の職員の第4条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者。)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、市長、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が条例若しくはこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員等は、その管理し、又は監督する職員が条例若しくはこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

第7条では、他の職員が規則に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取って費消するなど、違反行為を組織的に助長させるような行為や、倫理条例の違反行為について、職員が虚偽の報告や、隠蔽を行ったり、管理者が黙認するなど真相の解明を妨害するような行為を禁止しています。いわゆる組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、規則の上でも、これを適切に抑止し得るような措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止するものです。

#### 第1項

他の職員が規則違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受することを禁止しています。

- ・ 「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいいます。
- ・ 「受け取り」には、必ずしも自己の所有とはせず、預かり管理することも含まれます。

#### 第2項

市長、倫理監督者、上司等に対して、倫理条例等の違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行うこと又は隠蔽することを禁止しています。

- ・ 「倫理監督者」とは、規則の別表の左欄に掲げる職にある者であり、それぞれの規程違反行為の調査について必要があれば他部局の職員に事情聴取をすることがあり得ますが、

その他の倫理監督者に対しても虚偽の申述や隠蔽することは規則違反行為となります。

- ・ 「職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者」とは、倫理監督者の職務を担う課等の職員を指します。（例えば、四街道市行政組織規則で「部の庶務に関すること」の事務分掌を受け持つ課）また、「上司」とは、当該職員の職務上の上級者として指揮監督権限を与えられた者をいいます。（直属の上司に限らず、いわゆるライン上の上司をすべて含む）
- ・ 「疑いがある」とは、内外からの情報提供、マスコミ報道等により得た情報に、倫理条例等の違反の可能性を否定できないような内容が含まれている場合をいいます。
- ・ 「虚偽の申述」には、職員が倫理監督者等から報告を求められた場合に事実と反する申述を行うことのほか、職員が自発的に倫理監督者等に対して事実と反する申述を行うことも含まれます。

### 第3項

管理職員等が、部下職員が倫理条例等の違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認することを禁止しています。

- ・ 「黙認」とは、何らの対応もとらないことをいいます。したがって、例えば、自ら当該職員を指導した場合、倫理監督者に投書した場合は、「黙認」には当たりません。
- ・ 「その管理し、監督する職員」とは、課長など組織の長にあつては、当該組織の構成員全員（課長であれば、課員全員）とし、主幹などにあつては、職務実態として自らが管理し、監督している職員とします。

(倫理監督者)

第8条 倫理監督者は、別表の左欄に掲げる職にある者をもって充て、同表の右欄に掲げる職員の職務に係る倫理を監督する。

別表（第8条）

倫理監督者	監督する職員の範囲
危機管理監	危機管理監に属する職員
経営企画部長	経営企画部に属する職員
総務部長	総務部に属する職員
地域共創部長	地域共創部に属する職員
福祉サービス部長	福祉サービス部に属する職員
健康こども部長	健康こども部に属する職員
環境部長	環境部に属する職員
都市部長	都市部に属する職員
上下水道部長	上下水道部に属する職員
会計管理者	会計課に属する職員
議会事務局長	議会事務局に属する職員
選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局に属する職員
監査委員事務局長	監査委員事務局に属する職員
農業委員会事務局長	農業委員会事務局に属する職員
教育部長	教育部に属する職員
消防長	消防本部及び消防署に属する職員

(倫理監督者への相談)

第9条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

- ・ 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が規制行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとしています。

実際に個々の職員が規程に沿って行動しようとする際に自ら判断することが難しい場合もあり得ます。そのような場合に職員個々の判断に委ねることは、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くことにつながるおそれがあるとともに、相談することとされている事項は、その適用を誤ると職員が処分等を受ける可能性のあるものであることから、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこととされている倫理監督者に相談することとしたものです。

なお、倫理監督者は、職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を講ずるとされています。(倫理条例第9条第3項)

(所掌事務)

第10条 条例第6条の四街道市職員倫理委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第7条第2項の規定により市長から報告を受けた内容を審査すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関する施策の推進に関し必要な事項

- ・ 委員会では、倫理条例第7条で規定されている贈与等報告書の内容を審査します。  
また、委員会では、倫理条例、規則の改正に関する意見のほか、規則で定められている禁止行為などを遵守するために、どのような施策を推進するのか等を委員会で検討します。例えば研修の実施について、その間隔、方法、対象、時期などが適切かどうか、各課等の日常におけるOJTの実施、研修以外にも有効な施策はないかなどです。

(組織)

第11条 委員会は、委員3人で組織し、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ・ 委員会は、委員長及び委員2人をもって組織するとされており、市長が委嘱します。なお、委員構成にあたっては、報告書の審査や倫理条例改正の意見等、その業務の専門性が高いことから、法律又は社会に関する識見を有する者（学識経験者等）を委嘱します。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- ・ 委員が委員会を通じて知り得た秘密を漏らすことを禁止しています。これは、委嘱期間中だけでなく、委員を退いた後も同様としています。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(贈与等の報告)

第16条 条例第7条第1項第4号の職員倫理規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等の内容
  - (2) 贈与等をした事業者等と当該贈与等を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係
  - (3) 条例第7条第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
  - (4) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
  - (5) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）
- 2 条例第7条第1項の贈与等報告書は、別記様式によるものとする。

- ・ 本条は、倫理条例で定められている「贈与等報告書」に関し、その細目を定めるものです。



(贈与等報告書の閲覧)

第17条 条例第8条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

2 贈与等報告書の閲覧は、市長が指定する場所でこれを行わなければならない。

- ・ 本条は、倫理条例で定められている「贈与等報告書」の閲覧に関し、閲覧場所等を定めるものです。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 6. 職員の休業の状況

育児休業	取得可能期間	子が3歳に達するまでの期間
	子が出生した職員数	12人（男性：9人、女性：3人）
	取得職員数	30人（男性：10人、女性20人）※R5年度以前から継続含む

## 7. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	22	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合		0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0

### (2) 懲戒処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合		0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合		0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0

（注）法令とは地方公務員法又はこれに基づく条例、規則若しくは規程などをいいます。

## 8. 職員のサービスの状況

### (1) サービスに関する基本原則

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為等の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

### (2) 職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策

四街道市では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保するために、四街道市職員倫理条例を制定しています。

①贈与等報告書の提出件数：0件

②講じた施策

- ・職員への研修の実施